

## 第2回 規制改革会議 会議終了後記者会見録

日時:平成20年7月2日(水) 13:45 ~ 14:55

場所:永田町合同庁舎 1階 第1 共用会議室

○木場委員 それでは、お待たせいたしました。そろそろ記者会見を始めたいと思いますが、まず初めに、お手元にお配りした資料の確認をお願いいたします。

資料が6種類ございまして、まず、①と打っておりませんが、一番分厚い中間とりまとめ案というのにと振っておいていただければ幸いです。

②以降はナンバリングしてあるのですが、②は概要になっております。規制改革会議中間とりまとめ概要が②でございます。

③は、教育タスクフォース参考資料となっております。

④～⑥までの3種類はクリップか何かでとじてあると思うのですが、4、5、6と3種類とじてありますでしょうか。不足のある方は挙手いただけますでしょうか。お届けいたします。大丈夫ですか。

それでは、本日は、お暑い中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。これより記者会見を始めます。

本日の会議にて、年末答申に向けた問題提起としての位置づけに当たります中間とりまとめを決定いたしましたことを、ここに御報告いたします。

それでは、早速、議長より中間とりまとめの概要について御報告をさせていただきたいと存じます。

議長、よろしく申し上げます。

○草刈議長 「概要」というものを見ていただければ、私が説明するまでもないんですけども、3月に3か年計画(改定)を閣議決定していただいて、今までの閣議決定あるいは措置というものを全部確定した。

その後、5月の末ぐらいまでの間に、1つは、いわゆる措置したものがきちんと約束した官庁の方でやっているかどうかという辺りをフォローアップして、よくあるケースなんですけれども、約束したけれども、実はいろいろ言い訳を付けてやらないというケースが多いので、そういうことのないようにということで、そういうフォローアップの作業をずっとやってまいりました。これで、サボっているのと、やっているのが随分出てきました。これはこの前お話ししたと思います。

その典型は、医療のところに出てくる、いわゆるレセプトのオンライン化で、こんなものをよく言うねというような話が出てきたり、いろいろありましたけれども、それは、だめなものはまた続けてやるということです。

一方、年末答申を今度は三次答申として我々の会議で出すわけですが、それに向けて、基本的な我々の考え方を官の各関係官庁と議論をしながら、今までの我々の考え方も十分取り入れながら、それをとりまとめていくという作業が必要だったわけです。

それで、12月にかけて、勿論、ここに書いてあることについての賛否はいろいろあると思います

けれども、我々の考え方として、国民的な議論をしてもらいたいということでまとめたのが、この中間とりまとめというものです。

それで、7つのジャンルに分けて、今回はまとめました。それで、この7つの各グループで、いわゆる役割分担も我々の委員と事務局の間で、とりまとめて、この7つでやっていこうと、そういうことでとりまとめたものでございます。

したがって、これから本格的な議論を各関係省庁としていくということになるわけで、我々の考え方のベースになるものと御理解をいただきたいと思います。

ポイントについては、後で担当の主査を中心にお話をしたいと思います。

そういうことなので、是非御理解をいただき、もし、御質問があれば、後でも結構ですから、どうぞ、事務局なり、我々のところに問題を投げてくださいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○木場委員 ありがとうございます。では、議長が、今、おっしゃいましたように、重点分野におけるポイント箇所につきまして、それぞれの担当主査より御紹介させていただきます。

まず初めに、農林水産業分野から、八田主査よろしくお願いたします。

○八田議長代理 それでは、6ページをごらんください。

農業分野については、3つのポイントがございます。第1は、株式会社が、農業に参入するときに、農地を自由に借りることができるようにすることです。現在は、借りようと思うと、市町村から借りなければなりません。その場合、耕作放棄地に限定した参入区域制限を受けます。これを農家から直接借りられるようにしたいと思います。

2番目は、株式会社は土地を借りることはできても保有することはできないわけです。もし、しようと思えば、農業生産法人という法人の株主になるわけですが、これが、今、4分の1しか株を持ってません。生産法人要件を緩和して、株式会社が入りやすいようにしようではないかということなんです。

それから、農業生産法人が、関連した加工食料をつくるとか、それからレストランを近くにつくり、耕作物の有機食品を売るとか、そういうこともできるようにしようというのが2番目の趣旨です。

3番目は、規模拡大が必要だというのなら、基本的には農地情報をデータベース化して、不動産業者を含めて多くの人が見て、そして、そこに農地がオープンに取引されるような、そういう仕組みを導入しようではないかというのが、③です。

林業については、今、森林が材木をつくる機能と、それから国土保全のようなところの区分が科学的ではなくて、そもそも材木をつくるのに適さないところに、いろんな農道をつくったり、材木に適するところは、民間に任せればいいものを、そこに水源保全のためとして、いろんな公共投資を使ってつくっているということがあります。こういう機能区分の見直しをきちんとしていこうではないかということなんです。

それから、林業では、間伐事業その他、いろんな林業経営を委託することがありますが、公有林や国有林や何かについての経営委託をできるだけ促進しようということなんです。

最後のところが、森林組合は林業経営者に比べて、補助金を受ける段階で非常に優遇されているというシステムがあります。

したがって、これを公平化しようではないかということです。これらはすべて、林業産業に、自由に新しい新規参入者が入って来られるようにということがねらいであります。

それから、駆け足であります。7ページ目は、水産業は、前から申し上げているように、漁獲の総量を制限しています。それがオリンピック方式と言って、総数がt、そこで達成されるとそこでやめという方式にすると、みんなどんな稚魚でも採ってしまうから、水産資源が口渴してしまう。したがって、これを船ごとに漁獲量を割り当てて、更にその漁獲量を取引できるようにしようというのが2番目です。

1番目は、そもそも漁獲可能量の設定自体が非常に限られた魚種にしかないから、これを広げようということでもあります。

最後に、農林水産共通分野ということに関しては、3点です。まず、農協も森林組合も漁協も組合長の兼職ができますが、こういうものはフルタイムの事業だから、フルタイムの人がするように兼業を制限しようというものです。

第2は、こういう組合に対して、公認会計士の監査が入っていないが、これを導入することによろ。

第3に、中小企業信用保険制度というものがあまして、これを多くの中小企業に対して信用保険をするわけですが、これが農林水産関係への融資については認められていない。したがって、農業に関して農協の独占状況になっている。こういうことを改善したいということです。

以上です。

○木場委員 どうもありがとうございました。では、続いて、福祉・保育・介護分野からですが、白石主査がお休みでございますので、代わって私の方から説明いたします。

資料の⑤をお手元によりしくお願いいたします。

「保育分野」というものでございまして、その中の真ん中辺りの「具体的な改革案」に沿って、順次、1、2辺りを中心に御説明したいと思います。よろしいでしょうか。

まず、1点目でございます。直接契約、直接補助方式の早期実現というところでございますが、こちらは、前々から当会議が主張してきた抜本的な改革案の1つでございます。

保育所の入所につきましては、平成10年4月施行の改正児童福祉法によって、それまでの措置制度から利用者が希望する保育所を複数書きまして、市町村へ申請ができることになりました。

ところが、以前として最終的には市町村が入所選考を行い、児童を保育所に割り当てる形となっているのが現状でございます。

これを利用者自らが選択した施設に直接申し込み、契約を結ぶ、直接契約方式に変更すべきという主張でございます。

この方式によりまして、利用者選択が可能となるだけでなく、利用者から選ばれる施設となるための努力が促され、サービスの向上というメリットもあると思われま。

同様に、現在、施設への運営費という形の機関補助となっている公的補助の在り方を見直しまし

て、家庭ごとの保育の必要度に応じて、バウチャー等で子育て世帯に広く配分する直接補助方式に転換すべきと考えております。

この方式によって、利用者間格差、つまり、たまたま認可保育所に入ることができた人と、認可に入れずに、認可外の施設に預けている人、あるいはやむなく働くこと自体を断念した人、こういう人との間の不公平を解消しようというものでございます。

データによりますと、第一子の出産前に仕事をしていた女性のおよそ7割は出産を機に退職をしております。

また、第一子出産前後で継続して働いている女性の割合というのは、過去20年間でほとんど変わっていないようでございます。バウチャーの利用対象サービスは、保育所に限定せず、認定子ども園やそのほかの保育施設、また、保育ママなどの在宅保育サービスにも使えるようにすることで、利用者の選択の幅が広がり、かつ認可保育所での集中していた補助金がさまざまな保育施設、子育て支援サービスに流れることで、新規事業者の参入が進むと考えております。

では、続いて2点目でございますが、保育に欠ける要件の見直しでございます。こちらは何度も御説明しておりますけれども、戦後間もなく制定された児童福祉法により、保育所に入所できるのは保育に欠ける児童に限定されております。

更に政令によりまして、保護者が昼間労働することを常態としていること。これが、各自治体では第一優先とされているところが多いのでございますけれども、それから疾病や負傷、または精神もしくは身体に障害を有していることなど、保育に欠ける要件が定められております。

しかし、今日、保護者の就労状況や、子どもを取り巻く環境が大きく変化しております。それは、常勤だけではなくて、パートタイム勤務ですとか、早朝や深夜シフトというのも皆さん御案内のとおりでございます。

にもかかわらず、欠ける要件は長年見直しがなされておりません。そのため、認可保育所への入所の可否と、個々の家庭における保育や子育て支援の必要度合いが必ずしも一致していない状況となっているのが現状でございます。

そこで、この要件を近年の実態に照らして、早急に見直すべきと当会議では考えております。

具体的には、共働き世帯だけではなくて、専業主婦（夫）、この場合の「ふ」は、妻だけではなくて夫も指しておりますけれども、専業主婦（夫）世帯でも保育所で保育、子育てサービスを利用できるような基準に改めるべきと提言しております。

以上、1、2と御紹介いたしました。3、4は項目だけ御説明いたします。

3は、地域の実情に応じた施設の設置の促進。

4、保育所以外の保育・子育て支援サービスの多様化の推進として、認定子ども園制度の見直し、そして家庭的保育拡充などを提言しております。

なお、1～3の項目につきましては、厚生労働省からは社会保障審議会の少子化対策特別部会におきまして、今後、検討されるとの御意見が提出されました。

今回は、①の冊子の別紙、195ページ以降でございますが、別紙という形で御紹介をさせていただいておりますが、待機児童問題の解消や、潜在的な保育ニーズへの対応は緊急的に取り組まなけ

ればならない課題でございまして、検討ばかり重ねておりましても、議論が一向に前進しないようでは、時期を逸することになりますので、具体的な制度設計の議論を早急に行なっていきたいと、また、行なっていただきたいと考えております。

なお、今、ごらんいただきました資料5に記載されていない項目も幾つかございますが、そちらにつきましても、中間とりまとめ、①の資料の本文を御参照いただければ幸いです。

保育分野につきましても、私からの報告は以上でございます。

では、続きまして、教育研究分野、福井主査よりよろしくお願いいたします。

○福井委員 教育分野は、概要資料の21ページです。大きな柱としては、これも従来からの繰り返しですが、学習者本位、先生や学校のためではなく、学習者本意の改革を進めたいというのが全体の基調になっております。

この観点から見ると、学校選択制はまだ余り進んでおりませんが、これを更に普及促進されることを課題としています。

学校評価や教員評価について、もっと徹底をするべき旨の提言を行っております。

ちなみに、本文の160ページ以降に幾つかデータがございます。これらのデータから見ると、例えば162ページにある数字では、さまざまな各界から教員に向けた人を採用しようということで、特別免許状を採用したい人に授与するという採用選考ができる点は、文科省も了解しているところですが、現場では、そういった採用の仕方を実施する予定はない、現時点ではわからないといったところがほとんどを占めております。

免許状未取得者が応募できるということについても、実施しているところは3割にとどまるということで、あくまでも教員養成系学部等で普通免許を取得した人を中心に採用しようとする現場の意向が蔓延しておりまして、必ずしも多様な人材を求めるという実態にはなっていない。

一部の都道府県教育委員会で既に明らかになっていますが、教職大学院を修了した人には、特別に科目免除をしようなどという動きがございます。内閣として教職大学院を出たからといって、一律にその人たちを優遇することはしないと申し合っているわけですが、これについても、現場は163ページにありますように、他の採用者と同等にするという基準を明言しているところは、まだ2割ちょっとしかないという大変寂しい状況です。

学校選択制に至っては、164ページにございますように、小、中学校ともに15%程度しか全国では普及していない。こういったことについて、ほとんど現場での改善が見られないというのが残念ながら実情です。

167ページにありますように、学校評価制度をやっている建前をとっているところは9割以上ありますけれども、個別の教員や授業について評価をしているところはほとんどないわけです。10%程度にとどまる。しかも、これを担任の面前で書かせて、担任が回収するなど、正直なことが書けるわけがない形でアンケートをしているケースがほとんどでありまして、学習者本位とはとても言えない状況にあるのが実態です。

これらに関連して、教育振興基本計画が最近閣議決定されていますが、当方の中間報告に盛り込んだ事項をきちんと振興基本計画にも盛り込んでいただきたいということについて大分意見を申

上げましたところ、別紙で配られておりますけれども、資料3にありますように、かなりの項目で学習者本位のあるべき留意事項を振興基本計画に盛り込んでいただいたところです。

○木場委員 どうもありがとうございます。では、続きまして、独禁政策分野、中条主査、お願いします。

○中条委員 独禁政策に関連しましては、概要版の10ページです。幾つか検討項目はあるのですが、特に今日は不当廉売規制の在り方について、是非皆さんの御関心を喚起したいと思っております。

これは、航空の分野、運輸の分野とも共同で、今、特に取り上げている分野でありますけれども、不当廉売というものについての基本的なルールをきちんと設定していくべきだということが一番の目的です。

なぜ、そのようなことを言うかということ、余りにも競争はいかに重要であるか、競争はだれのためのものであるかということをおぼつかない方が多い。競争は基本的に最終的に消費者のためです。そこがわかっていない。中小企業であるから助けなければいけないということではないはずで

す。例えば、大手の航空会社と新規参入の航空会社が競争する場合に、新規参入の航空会社をなぜ保護しなければいけないのか、小さいから保護しなければいけないのか。

私もスカイマークという航空会社を立ち上げた人間でありますから、確かに判官贖罪でそういったところを助けないという気持ちはわかります。しかし、何のために新規参入したのでしょうか。競争するために新規参入をしたはずで

す。競争させないような形で不当廉売規制を行うということであるならば、それは本末転倒の考え方です。そういった点も含めて、必ずしも航空のことに限りませんが、大企業であるからとか、中小企業であるからということではなくて、競争をどのように有効に進めていくか、そのためには不当廉売を、どういう視点でとらえていくか。

また、ケースごとにぶれる考え方ではなくて、基本的にどういうコストを下回るような価格を付けたら、それは不当廉売であるのか。そういうきちんとしたガイドラインあるいはそれに準じたものを設けていく、そういった方向で考えていくべきだという形で、この不当廉売のことを取り上げております。

それと関連しまして、航空の分野では、国際航空におけるIATAという業界団体があります。この業界団体が国際航空運賃については、長い間にわたって、独禁法の適用除外となっていて、カルテルを認められていたわけです。

このカルテルを廃止していこうというのが世界的な動きでして、既にアメリカ及びEUについては、独禁法の適用除外からはずされております。

この点についても、私たちとしては、独禁法の適用除外をやめる方向で、これから議論を展開していきたいと考えております。

ただ、規制改革会議というのは、いかに有効な競争をしていくかということを重点に考えます。皆さん、御承知のとおり、国際航空に関しては、さまざまなアライアンスができております。そ

のライアンス間の競争がより有効に進んでいくように、そういった枠組みを考えていかなければいけない。そのためには、まず、I A T Aを独禁法の適用除外からはずして競争させることが必要です。

しかしながら、ライアンスの中でのさまざまな提携であるとか、そういったことについては、むしろ、それを認めていくという方向で、ライアンス間のより有効な競争という視点から物事を考えていきたいと考えております。

○木場委員 はい。どうもありがとうございます。

では、最後に医療分野になりますが、松井主査がお休みなので、議長の方から御説明をお願いします。

○草刈議長 概要版の3ページにあります。それから資料4というのを見ていただきたいんですけども、ここに書いてある主な点を4つ挙げています。

まず、I Tなんですけれども、I Tというのは、遠隔医療も含めて、非常に医療においては、影響する範囲が広いという認識をしております。

ですから、例えば標準的な医療を確立するための診断群別定額支払方式とか、こういうものもあるんですけれども、とりあえず、今、我々が閣議決定をしたレセプトのオンライン化というのがありまして、資料4のところに出ていますけれども、要するにI T化によってどういうふうに合理化できるかと、レセプトの原則オンライン化をやるということは、23年度までにやるよということは決まっています。ですから、I T化に向けて、今、いろんなことをやっているはずなんですけど、では、どういう計画なのと聞いて聞いたところが、昨年度中に出すということになって聞いたら、この表があります。

それで、平成23年度というところを書いてありまして、要するに、職員は5,300人のうち500人、費用総額は785億のうち55億しか減らない。これは、要するにネグジブル・スモールであって、こんなもののために膨大な金をかけて、何でオンライン化するんだという疑問が非常に強くある。

これは、健保と公務員のものだけなんですけれども、国民健保というのがあって、これらを合わせると2,000億ぐらい使っているんです。これは、各地方、ばらばらにやっているんですが、これを全部やりますと、韓国の例が右にありますけど、せめてこのぐらいのことやってもらわないと、健保組合は750億円政管健保に抛出させられるとか、いろんなことがあるわけで、とんでもない話になってしまう。このぐらいのことができなくて、医療はふくらむと言っていたのではしょうがないではないかという象徴的なものです。

2番目が医薬品に関する規制改革ということで、ドラッグラグの話が出ていまして、ドラッグラグの話は、御存じのとおり、いわゆる長過ぎる治験というものを、早く日本の場合、それを解消して、ちゃんと国際標準並みにやろうということと、あとは、ジェネリック、後発医薬品の使用をどんどん進めないと、コストがかさむということで、資料4-2のところ書いてありますが、日本とほかの国に比べて、どのぐらいジェネリックが使われているかということで、日本は極めて、まだまだ後進国であるということで、この辺をもっと実現していけば、もっともっとコストが下がる

はずだということです。

3番目が、いわゆる医師不足の問題というのがあります。ここで2つありまして、1つは、今、医学部というところですかね、これの定員は国が決めているわけですが、こういうことを国が決めるというのは、問題ではないかと、規制を改革して、そういう医師をたくさん増やすような方向に持っていかなければいけないというのは1点。2番目に、コメディカル、いわゆる医師不足をカバーするために、いろんな、看護師さん、それから介護福祉士さんとか、そういう人にやれるものは危険のない範囲でコメディカルとの役割分担見直しを進めていく。

特に助産婦さん、これは大量にいるんです。日本に5万人ほどいます。この人たちをもっと活かせば、いわゆる正常な状態、正常ではない状態はお医者さんがやらなければいけないけれども、正常な状態の場合は、助産婦さんで十分やっていけるわけで、最近、うちの娘も助産婦さんで健全な子どもを産みましたから、十分可能なわけでありまして、その辺をちゃんとやろうということです。

それから、4番目、混合診療禁止の撤廃、これは今、裁判でやっているのは御存じのとおりで、これについては、この前までは、我々の主張は通りませんでした。つまり撤廃ということは通りませんでした。これは引き続き頑強にやっていきますということです。

○木場委員 ありがとうございます。重点分野を説明しましたが、中条主査、運輸の方で一言ございましたら、どうぞ。

○中条委員 国際航空については、既に前回の記者会見でお話をいたしましたので、説明は省略いたします。

ただ、前回のときには、ちょうど国会で法案が審議中でしたので、外資規制の問題についてはお話をいたしませんでした。

引き続き、当会議では外資規制について、なるべくそれを航空についても、航空会社についても緩和していく、撤廃していくという方向で議論を進めていく予定であります。

国交省の方でも、空港インフラについての検討会を立ち上げると、昨日発表がされました。国交省の運輸関係の方では、私は20年間ずっと出入り禁止になっていたんですが、20年ぶりに国交省の研究会に参加することになりましたので、そちらでも、外資規制の撤廃について議論を進めていきたいと思っております。

もう一点、タクシーについて、再規制をする動きがあります。

これについても、当会議では、タクシーの有効な競争をどうやって進めていくかという議論を進めております。タクシーの分野においては、労働の問題ということも議論に入ってきているわけがありますけれども、このタクシーの分野で雇用を維持しようということを考えていますと、いつまで経ってもタクシー業界が近代化しない。常に労働市場の下支えの役割を請け負わされるという形になります。これでは、業界の効率化は絶対にできない。むしろ、それは別途の方策でやるべきだというのが、私たちの考え方です。

それから、昨今話題になっております金券の問題等々につきまして、これは私の個人的な考えでありますけれども、私は基本的に値下げで対応すべきことであると思っております。しかしながら、そういったプロモーションがあっても構わないと、私は思っております。むしろ、そういったことを問



題視するのであるならば、なぜ有効な競争が行なわれないかというところを、むしろ皆さんには問題にして議論をしていただきたい。タクシーの運転手さんが、値段を下げる代わりに、物で渡したとしても、それは実質的な運賃の引き下げにすぎないわけですから、私は何の問題もないと考えております。

以上です。

○木場委員 どうもありがとうございました。

こちらからの御報告は以上でございます。それでは、これより質疑応答に入ろうと思いますが、御質問のある方は御所属とお名前をおっしゃってください。

それでは、挙手を願います。よろしく願います。

どうぞ。

○記者 2件お伺いしたいんですけれども、これまで規制改革会議の方の答申などでいろいろ何回か繰り返し出されてきたことで、実現できてこなかったこともいろいろあると思うんですけれども、福田総理の指導力というものを、またこれから発揮していただくお考えがあるか、求めていくお考えがあるかどうかということをお伺いしたいと思います。

あと、さっきタクシーの件が出ましたけれども、そのほかにも規制強化の声が出つつありますけれども、例えば日雇い派遣について、自民党の方から声がありまして、そういう規制強化の意見について、こちらの規制改革会議の方ではどういうふうにお考えかを教えてください。

○木場委員 ありがとうございます。

議長、お願いします。

○草刈議長 まず最初の御質問ですけれども、福田総理と申しますか、政府というのは基本的に、この会議はいわゆる総理の諮問機関です。それで、やはり何と申しても我々には勧告権もないんです。だから、答申権しかない。だから、それを実現できるかどうかは、やはり規制改革によって成長を促進するという認識を政府の方々が持っていて、それをサポートしていただく。そういう面がないと話が進まないわけで、そういう意味では、福田総理も含めて皆さんのサポートを得るべく、我々としてはいろんな形で説得をし、あるいは納得をしてもらうという努力が必要ですし、最近、少し風向きも逆の意味で変わっている部分もありますから、それは我々の努力と総理の指導性に期待しているところが大きいにあるわけです。

2番目のいわゆる規制強化の話ですけれども、これはやはり、そういうムードと申しますか、そういうアクションを取ろうとすることが非常に最近目立ちますね。タクシーの問題も勿論そうだし、ほかにも多々、そういう動きが出ているのは事実です。これもある意味で風向きが、いわゆる規制改革とか規制緩和をすると、全部、それが悪い方に行って格差拡大につながるとか、私はマスコミの人にも大いに責任があると思うんですが、要するに非常にそういうムードの中で、規制を強めていこうというのは、要するに官の人たちが巻き返しをしているということでしょうから、そういうものについては私どもとしては敏感に反応して、勿論、必要な規制はありますね。行き過ぎたやり方とか、例えばグッドウィルみたいなところでの問題性とか、その辺は勿論あるわけですが、それから、いわゆる弱者に対するセーフティーネットの構築とか、そういうことは当然、我々

も必要だと思います。

しかし、経済行動をいわゆる自由にしておいたものを、もっと前のように既得権者に保護をするという方向づけで物事を発想した形での規制の再強化については、我々としては断固指弾をしておくつもりです。

○木場委員 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○記者 はい。

○木場委員 ほかにございますか。

それでは、先に右手の方、お願いします。

○記者 米の生産割当量の取引市場についてなんですけれども、そのテーマを概要の方に盛り込まなかった理由があれば、それを教えていただきたいと思います。要は本気度が低いということなのかどうなのかということが1点。

あと、市場の開設者のイメージというのはどういうイメージを持たれているのか。

その2点について、教えてください。

○八田議長代理 開設する人とは違うんですか。

○記者 要は、官というイメージなのか、それとも民なのかということです。

○八田議長代理 わかりました。

まず、これを概要に載せなかったのは、概要に載せた方の項目に関する本気度がめちゃくちゃに強いということを意味しています。

この3つの改革は、どの点もやはり重要でしょう。今の農業で、資料⑥をごらんいただければわかると思うんですが、耕地面積が平成2～17年で10.5%減っており、この期間だけで農家の戸数が47%、50%近く減っている。それで、御承知のように65歳の方が今の6割を占めているということです。ですから、この農業を経営的にきちんとやっていくためにはどうしても株式会社が入っていかないといけないだろうと思います。それで、ここの3つを挙げたことというのは、経営の近代化のためにどうしても必要だからです。

御質問になった農業生産調整、需給調整はやはり最終的には廃止すべきことだろうと思います。しかし、どちらを選ぶかといったら、さっきの3つを選んだ。

需給調整システムの効果は2つありまして、1つは供給量を少なくして値段を引き上げることで、これは元来の目的だと思います。もう一つの効果は、売れる米も、売れない米も、みんな生産削減させていることです。結果的に、やる気のある農家にも、やる気のない農家にも、全部、生産削減させています。

仮に価格を引き上げているということは、政治的にやむを得ないとしても、後者は全くの無駄なんです。この需給調整の割り当て量を取り引きできるようになったら、本当に米に向いているところでは割当量を購入して米を増産できる。そして、米に向いていなくて、ほかに転作した方がいいところは、どんどん、割当量を売却していくことができるわけです。これは、基本的には権利の売買を自由にすればいいわけですから、民間の市場が育つことが望ましいと思っています。

以上です。

○木場委員 ありがとうございます。よろしいですか。

○記者 はい。

○木場委員 それでは、お待たせしました。

○記者 医師不足のところの、この中間とりまとめ本文の10ページの「医師の供給体制の見直し」というところなんですけれども、これは医学部の定員を国が決めるものを改めるべきだということなんですけれども、国ではなくて、どこが決めればいいのかというのを想定されているんでしょうか。

○草刈議長 ですから、これをどういうふうに考えるかというところはいろいろ考え方があると思うんですけれども、やはり学校を運営している、経営者ですから、基本的にはその人たちが自分のところの能力に見合ったものを、定員を決めていくというのが基本的にあるべき姿でしょうし、やはりほかの経済学部であろうと、どこであろうと、定員というものは基本的には自分で決めるわけですから、そういうことを規制改革してやらないと、要するに国がこういうふうには、医師は減らした方がいいという考え方で、今、こういう設定になっているわけでしょう。やはり、それによる問題が顕在化しているのですから、それをもっと改革して、いろんな形があると思いますが、基本的にはそれぞれの大学が責任を持ってそういうものをやるのが基本だと思っています。

○八田議長代理 少し補充しますけれども、大学の定員を増やしたりする、あるいは新しい医学部をつくる際には、結局は文部科学省が設置認可をします。認可の基準は、その学部がきちんとした教育システムを持っているかどうかを基準にすべきなんです。ところが、現在は全体の総数を需給調整の観点から医者制限をするために縛っているから、そういう能力があっても、設置が拒否されたり定員が制限されている。それが議長が言われたことです。要するに基準が違うのではないかと。需給調整のためにやるべきではないのではないかとということだと思います。

○木場委員 よろしいでしょうか。

○記者 これは去年の答申にも入っていましたか。

○草刈議長 入っていないです。これは大分前、お医者さんが余ってしまうから小さく絞っていきましょうという議論のときに問題提起がありました。

○記者 ありがとうございます。

○木場委員 お願いします。

○記者 先ほど、議長が規制再強化の動きは断固指弾していくという意気込みをおっしゃったんですけれども、具体的に、今、非常に、先ほど話があった規制強化の流れが強まる中で、国会議員も、国民も、マスコミもあるかもしれませんが、どういった手段で指弾を実現していくかということをおひとつ抱負をお願いしたい。

あと「骨太の方針」でも、こういったレセプトの話などを議長が出て行って話をされたと思うんですけれども「骨太の方針」の評価といいますか、小泉政権の時代は「骨太の方針」と規制改革は両輪でされていたんですけれども、それに比べると、やはり今の状況は非常に厳しい状況だと思うので、そこをどういうふうに見出されていこうと思っているのかをお願いします。

○草刈議長 非常に難しい質問ですけれども、今の規制強化というものは、我々が予測できないと

ころでいろいろ出てくるわけです。とにかく、例えば日雇い派遣の問題があるとします。日雇い派遣の問題というのは悪徳業者がいて、それが非常に問題な行為をした。これはやはり厳しく罰しなければいけないと思うんです。

一方で、日雇い派遣が秋葉原の事件の犯人を生んだんだとか、そういう飛躍をする表現がいろいろな人から出てくるわけです。だけれども、冷静に考えてみて、あれは日雇いではなくて、ちゃんとした会社に派遣されている方なわけですから、そういったような非常に大きな偏見といいますか、ためにするような議論でどんどん派遣制度みたいなものを悪というふうに持っていくという、極めて非論理的なものについては我々としてはきちっと反応して、必要なら厚生労働省とも話をしなければいけないし、あるいはそれこそ皆さんへも、少しおかしいのではないのかと言わなければいけない場面も出てくるかもしれないとすら思っているわけです。

後半に言われた話ですけれども、経済財政諮問会議と「骨太の方針」関連、それから、規制改革会議というものはある意味で裏表で、いろいろ今までもやってきたわけで、これからも当然、そういう姿勢でやろうと思っていますが、おっしゃるように、やはり政治情勢が非常に混沌としている中で、どうしても、極めて近い将来、何が起こるかみたいな、そちらの方に話がどんどん行ってしまって、もっと根本的に、例えばいわゆる日本の国の成長をどういうふうに持っていくんだとか、あるいは歳出削減と、いわゆる成長による、国を豊かにしていくといった議論が非常に冷えてしまっているところが私としては大変残念に思っているわけです。

ですから、勿論、客観情勢は客観情勢でしようがないんですけれども、我々としてはできるだけ自分たちの思っていることをどんどん発信して、非常にある意味でやりにくい世界の中でもベストを尽くして、正しいものは正しいと主張しながら、閣議決定に持ち込むようなことをやっていく他ないといえますか、そのつもりで皆さんはおられることと思います。

だから、勿論、状況が芳しくないといえますか、余り我々にとって非常に追い風になっているとは思っていませんけれども、これは御存じのとおり、1995年からずっとやってきた会議で、私の認識はまだまだ、日本の構造改革というものとは全然終わってもいないし、ただ3～4年やっただけで配分の議論にどんどん入ってしまう。それでは、国の財布は拡大するのか。全然、拡大する当てもないではないですか。その中で、やはりどういうふうにして国の財政を守っていくか。あるいは少しでも国の財政にプラスになるようなこと、あるいは成長に資するようなことをどう考えていくかというのは、やはり規制改革の一つの大きな役割だと思っていますから、そのつもりで粛々と努力をしていくしかないと思っています。

○木場委員　ほかにございますか。

どうぞ。

○記者　2点お伺いします。

1点目は、いただいたとりまとめの別紙についてなんですけれども、各省の意見と当会議の見解というふうにあります。このとりまとめといえますか、ヒアリング的なものが行われたんでしょうか。これはいつ、こういう各省の意見のとりまとめを、この中間とりまとめについてされたんでしょうか。

もう一点目が別紙の内容なんですけれども、随分、各省と会議の見解の違いが浮き彫りにされていると思うんですが、特に農業分野の、先ほどの米の需給調整のシステムに関しては半分以上、農林水産省の方では横線が引いてありますが、この各省との見解の相違について、今後、大きな問題といたしますか、答申をまとめられるに当たって気にされる点だと思うんですけれども、このことについては会議としては、今後、どのように各省との議論を深めていかれるおつもりなのかを教えてください。

○木場委員 ありがとうございます。

今、御発言いただいたのは、①の資料の195ページ以下の別紙についてでございますね。

○記者 はい。

○木場委員 それでは、この御意見に関しましては、事務局の関参事官からお答えいただこうと思います。よろしく願いいたします。

○関参事官 この中間とりまとめをまとめる過程で、各省には案文の段階でお送りいたしまして、いろいろ御意見をいただいて、一部、その中で取り入れた御意見を調整させていただいて修正したところもありますけれども、お手元の別紙に残っているのは、いわゆる調整がつかなかった事項、御指摘のとおりたくさんございますが、それを別表の形でわかりやすく示したということです。ですから、とりまとめの最後の段階で各省から意見を出していただいたものです。

○記者 それでは、これはヒアリングをしたというわけではなくて、送って、それに対して書面で回答されたということですね。

○関参事官 紙でのやりとりです。

○記者 時期としては、とりまとめの最終段階というのは大体どのくらいですか。

○関参事官 最後の2週間ぐらいです。

○記者 それでは、先月の中ごろくらいからになりますか。

○関参事官 そうです。

○中条委員 ただ、勿論、その前にヒアリングはやっています。

○関参事官 個別のテーマでヒアリングをして、その上でつくった中間とりまとめを改めて...

○記者 それを再度、紙でのやりとりをするということですね。

○関参事官 そうです。

○福井委員 紙でやりとりしている最中に、電話や面談で議論した上で調整したものもありますから、一概に紙だけというわけではありません。

○記者 その調整も、いわゆる電話とかヒアリングも、先月の中旬ぐらいから同時並行でやられたということですか。

○福井委員 個別テーマによっては前からやっているものもありましたが、案文のとりまとめ段階でのヒアリングや調整全般は案文の原案提示以降の話です。

○木場委員 議長の方からお願いいたします。

○草刈議長 これは、今までほとんど毎年中間とりまとめを出しているんですけれども、全部、こういうやり方をしています。それは言ってみれば、こちらがこういうふうと思う、それに対して省

庁がそうではないだろうと言う。言ってみれば、スタート時点での両論を併記して、更にそうではないのではないのかというのを一番最後に書く。このやり方をずっと踏襲しています。

要するに、議論のスタートの時点でこういうふうな意見の相違がありますということを明記しておいた方が、皆さんも理解しやすいかなというふうに考えていただければと思います。

○木場委員 お待たせしました。どうぞ。

○記者 先ほどから出ています再規制強化に関する質問なんですけれども、個々の論点については勿論、いろいろ議論があると思うんですが、ただ、全体の雰囲気として、例えば派遣労働の問題とか、タクシーの問題とか、そういったものを背景にして、これは何となく、規制を見直していくことが必ずしも国民生活の幸福につながるのではないかという空気が世の中に醸成されていることもある程度、事実だと思うんです。

そういった動きを、今後、年末に向けてとりまとめていく上で、あくまで規制改革に敵対する動きであるというふうにとらえていくのか。それとも、世の中にそういうような動きがあることを、ある程度、考慮に入れながら規制改革の、例えば余り格差が広がらないように配慮していくとか、そういうふうにとりまとめを進めていかれるのか。その辺のお考えを議長にお伺いしたいんです。

○草刈議長 それは個々のケースで随分いろいろ違いますから、それを一つひとつ、やはり、どうもいろいろ見ていると、結局、規制改革をやりました。そのセーフティーネットをどういうふうにして構築していつているのか。そこの部分が欠けているのでそういうふうになってしまったという現象が起こっている部分も随分あるわけです。だけれども、片方で何だか知らないけれども、さっき申し上げたように、非論理的な形で物事が、規制改革が全て悪いんだみたいな、それは政党だったらわからぬでもないんですけれども、そういうふうなムードが起こってくるのは、日本の国民にとっても非常によくはないと思うので、それは一つひとつ反論していきたいと思っています。

それでは、おとなしくしているのかという質問かもしれませんが、ただ、そちらの問題はあるかもしれませんが、例えばさっきからの農業問題とか医療の問題がありますね。この辺は、はっきり言うと、まだほとんど進んでいないんです。農業の問題は、さっき八田議長代理が言いましたけれども、毎年、縮みに縮むわけです。こんなことをほうっておいて、片方では輸入の麦とか、トウモロコシとか、つまり、日本でつくっていないものが半分以上、6割あるわけです。これが物すごく値段が高くなる。場合によっては、向こうが輸出を禁止するかもしれない。そうすると、食糧安保の問題にまで発展していくという、非常に危機的な状況にある。

これをどうやって再生させるのかとか、そういう面での規制を解いていくのが非常に大きな我々のタスクだと思っていますし、医療についても、先ほど申し上げましたけれども、やるべき事が随分あるわけです。これをやったから格差が出てくるという話以前の問題として、そういうものがあるという認識を私どもはしていますし、それから、農業について言えば、やはり意欲のある農業者はきちっとサポートしなければいけない。

私は補助金をゼロにしろということを言っているわけではなくて、御存じのとおり、諸外国とも一定の補助金は使っているわけです。ただ、補助金の使い方の問題として、もっと有効に使う部分があるので、抜本的に改革すべきところがあるのではないのかということ指摘するという、つま

り前向きにどんどんやらなければいけない部分があるわけで、そのところは手を抜くつもりは全くありませんし、さつきからお話しになるようなところは、我々としても丁寧に対応はしますけれども、論理的でない部分はちゃんと我々としてもきちっと意見表明をしていかなければいけないと思っています。そんなふうに理解していただければと思います。

○八田議長代理 今、議長が言われたことを補足いたしますと、私は前々回の会議のメンバーだったんですが、5年ぐらい前に、ある女性委員が次のトピックとして、農協問題をやるべきではないでしょうか、と発言したんです。そのときは、ここの会議が農業をやるなどということは考えられなかったんです。そして、みんなが、幾らなんでも、それでは政治的な抵抗がすご過ぎる世間知らずの人はしょうがないなという顔をしたんです。それが、今や、ここの会議で農業問題を扱うのは当たり前になるところまで来たわけです。ということは、要するにうちだって取り上げ出したのは最近なんです。だから、まだ十分進んでいないということがあると思います。

もう一つ。先ほど中条先生がおっしゃいましたけれども、規制緩和の最終目的の一つは、価格が安くなって消費者の利益になることです。それと同時に、もう一つあるのは、やはり参入の自由化をやるということは、機会均等を実現すること、すなわち能力のある人にどんどんチャンスを与えていくということです。これは、既得権ががんじがらめになっているところを弱い人がちゃんと入っていくチャンスを与えるという意味もあると思うんです。規制緩和というものは、格差是正をもたらす側面があると思います。

先ほどの話で言えば、例えばタクシーの台数を自由化したわけですが、そうすると、もともとのバブル時代に東京のタクシーはどこにもとまってくれない。見つけるのは大変だという時代だったから、運転手さんはすごく収入がよかったわけです。ところが、今やなかなかお客が見つからないからというので、収入が低くなった。それが不平不満として入ってくる。それでも、今の東京の運転手さんは平均で400万円を少し超えるくらいあると思うんです。それが、千葉県の柏辺りでも200万円。田舎へ行ったらもっと低い。それで、タクシーの運転手さんと話すと、随分多くの人が、この2～3年に田舎からやってきて、東京でタクシーをやっている。東京で台数が増えたために彼らは東京で働けるようになったんです。それで地域格差が随分是正されているという側面があると思います。

それから、雇用法制の規制緩和も格差是正に貢献しています。「失われた十年」のような不況の時代に、もし、非正規の労働が自由化されなかったとしたら、失業が大量に増えたと思います。その時代に、ともかく雇う方になってみれば、これから一生ずっと雇い続けるのはやはりちゅうちょします。特に不況のときに、この会社がどうなるかわからない。それが、例えば3年なら3年の期限が切れる、あるいは派遣で雇えるといったら、安心して雇える。それで雇用が増えたという側面がある。そうすると、確かに非正規を自由化したことによって正規が多少減ったかもしれないけれども、失業も減ったという側面も非常にある。逆に言うと、既得権を守ろうとして、基本的にはかえって格差を拡大していると思います。

だから、消費者の直面する価格が下がるということにしなければいけないことと、それから、チャンスをみんなに与えていくことについて我々は訴え続けていきたい。

ただし、最終的に政治的にどうなるのかは、やはり政治家の方々も国民一般がどう思うかだけを見ている。だから、それはメディアの方にもいろいろと御協力願いたい。こちらで説明できることは幾らでも説明したいし、批判をいただくことは幾らでも批判をしていただきたいし、規制緩和を実現する源泉は、最終的には世論の力ではないかと思っております。

○木場委員 どうぞ。

○中条委員 今、議長や八田先生がおっしゃったことの繰り返しになりますけれども、八田先生は5年前とおっしゃいましたが、同感で、10年前の状況と比べると確実に進歩していると思っております。

ただし、そこには当然、波があるわけで、私はウインドサーファーなんですけれども、追い風のときと逆風のときの走り方は違います。けれども、江ノ島という目標は変わりません。走り方の違いは当然ありますが。

それで、是非、皆さんにお願いしたいのは、「どういう走り方をするんですか」ということをお尋ねになるのではなくて、「目標は、なぜ江ノ島なんですか」という点を聞いていただきたい。今、八田先生はタクシーの労働について説明をしてくださいましたが、そういった点を是非、聞いていただいて、それで正しいとお思いになったら、それを是非、紙面に反映してくださいということなんです。人に闘い方を聞く前に、自分たちの闘い方を、是非、考えてみてください。

○木場委員 ありがとうございます。ほかにございますか。

どうぞ。

○記者 今のタクシーの件ですけれども、新たに事前規制などが導入されることになった場合に、規制改革会議として反対されるのか、賛成されるのか、この書かれている文言だけではわかりにくいので、具体的なものがまだ出てきていないので、今後、出てきて対応を決めるということなのか、その辺をお聞きしたい。

あと、今回、初めて盛り込まれたようなものなど、簡単にピックアップできるようなものであればお聞きしたいんです。

○草刈議長 タクシーは、今日、一部の新聞に出ていたことなので、勿論、詳細は把握していません。だから、その辺がどういう動きになってくるか、注意深く見て、その上で対応していくというのがお答えです。

2番目の新規のものは、あれは実は仕分けしたものがああるんです。今、こちらは持っていませんけれども、今回、新しく入れたもの、それから、今までのものを書いてあるものがありますから、後で事務局の方に言っていただければ、そういう一覧表をつくっていますから、後で見てください。

○木場委員 ほかにございますか。

どうぞ。

○記者 今回の医療分野のIT化についてお聞きしたいんですが、論点の5ページの部分ですが、支払基金の業務効率化計画を19年度中につくれという指示を規制改革会議としてされて、それが一応出てきて、今回、論外だという指摘をされていますね。今回、本文の中では抜本的に修正し、公表すべきと書いてあるんですが、これはまた同じような指示を答申の中に盛り込むということで



よろしいのか。

それから、手数料の件なんですけれども、数分の一程度に引き下げと書いてあるんですが、数分の一というものが結構範囲があるもので、もう少し絞り込んだ数字があれば教えていただきたいんです。

○草刈議長 いずれにしても、細かいところに、これはこういうふうにやったらいいとか、そういう議論をする以前の問題として、さっき紙をお見せしましたけれども、繰り返しになりますけれども、オンライン化をして、オンライン化というものは効率化のためにやるわけですから、ほとんどのものが、この程度の単純なものの突き合わせはできるわけです。

問題は、ディスピュートになったものをどうするか。そこだけに人的資源がかかるということですから、要するにこういうお答えではお答えとして認められませんから、もう一回やり直してくださいというのが、我々がお願いしたことです。それは手数料も同じです。

○木場委員 ほかにございますか。

ないようでしたら、私の方から補足といたしますか、一番分厚い中間とりまとめの 32 ページの表で、どの折れ線が何を指すかが抜けておりましたので、今、簡単に補足させていただきます。

一番上の折れ線グラフが、放課後児童クラブの児童数でございます。

真ん中辺りの棒が何本もあるのが、施設の数でございます。

一番下の折れ線グラフが、待機児童の数でございます。

申し訳ございません、あと、もう一枚だけ補足させていただきます。34 ページでございます。

「高齢者人口の割合の推移」の一番下のグレーのエリアが、総人口に占める 65 歳以上 74 歳以下の人口です。

次の薄いグレーのところが、75 歳以上となっております。

済みません、以上 2 点だけ、見にくかったので補足させていただきます。

ほかに御質問がないようございましたら、お時間も 1 時間を回りましたので、そろそろ閉めたいと思います。

本日はお忙しいところありがとうございました。これをもちまして第 2 回規制改革会議後の記者会見を終了とさせていただきます。何か御不明な点がございましたら、事務局の方にどんどんお聞きくださいませ。

どうもありがとうございました。